

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 三重県手数料条例の一部を改正する条例	教 職 員 課	1頁
○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教 職 員 課	3頁
○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	教 職 員 課	3頁
○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教 育 財 務 課	4頁
○ 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	5頁
○ 一般競争入札について	高 校 教 育 課	10頁
○ 同件	高 校 教 育 課	12頁

### お 知 ら せ

令和2年3月24日付け三重県公報第91号に、教育委員会関係条例及び「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

(教育委員会関係分抜粋)

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 三重県条例第十三号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一 (第二条関係)				別表第一 (第二条関係)			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇三 百五十八の二	(略)	(略)	(略)	一〇三 百五十八の二	(略)	(略)	(略)
三三五 十八の三	教育職員免許法 第九条の二第二 項の規定に基づ く普通免許状又 は特別免許状の 有効期間の更新	教育職員の普 通免許状等の 有効期間更新 手数料	三千百円	三三五 十八の三	教育職員免許法 第九条の二第二 項の規定に基づ く普通免許状又 は特別免許状の 有効期間の更新	教育職員の普 通免許状等の 有効期間更新 手数料	三千円
三三五 十八の四	教育職員免許法 第九条の二第五 項の規定に基づ く普通免許状又	教育職員の普 通免許状等の 有効期間延長 手数料	三千百円	三三五 十八の四	教育職員免許法 第九条の二第五 項の規定に基づ く普通免許状又	教育職員の普 通免許状等の 有効期間延長 手数料	三千円

三百五十八の四	は特別免許状の有効期間の更新 教育職員免許法第九條の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員の普通免許状等の有効期間延長手数料	三千百円
三百五十九・三百六十	(略)	(略)	(略)
三百六十の二	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二條第二項及び第三項第三号の規定に基づく免許状更新講習の修了の確認	免許状更新講習修了確認手数料	三千百円
三百六十の三	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第四項の規定に基づく修了確認期限の延期	修了確認期限の延期手数料	三千百円
三百六十の四	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第五項の規定に基づく免許状更新講習の受講の免除	免許状更新講習の受講免除手数料	三千百円
三百六十の五 ～三百六十四	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

三百五十八の四	は特別免許状の有効期間の更新 教育職員免許法第九條の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員の普通免許状等の有効期間延長手数料	三千円
三百五十九・三百六十	(略)	(略)	(略)
三百六十の二	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二條第二項及び第三項第三号の規定に基づく免許状更新講習の修了の確認	免許状更新講習修了確認手数料	三千円
三百六十の三	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第四項の規定に基づく修了確認期限の延期	修了確認期限の延期手数料	三千円
三百六十の四	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第五項の規定に基づく免許状更新講習の受講の免除	免許状更新講習の受講免除手数料	三千円
三百六十の五 ～三百六十四	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 別表第一第三百五十八号の三の項の改正規定、同表第三百五十八号の四の項の改正規定及び同表第三百六十号の二の項から第三百六十号の四の項までの改正規定 令和二年六月一日
- 四 (略)
- 五 (略)

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県条例第三十二号**

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 三、〇四九人 事務職員及び技術職員 二六九人 その他の職員 五九人 計 三、三七七人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、一九二人 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 八三人 その他の職員 三人 計 一、二九一人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員 六、〇四一人 養護教員 三五七人 栄養教諭及び学校栄養職員 一二二人 事務職員 三七二人 計 六、八八二人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 校長及び教員 三、三二三人 養護教員 一五三人 栄養教諭及び学校栄養職員 二九人 事務職員 一六八人 計 三、六六三人</p>	<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 三、〇九一人 事務職員及び技術職員 二七三人 その他の職員 五九人 計 三、四二三人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、一八四人 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 八三人 その他の職員 四人 計 一、二八四人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員 六、〇四二人 養護教員 三五七人 栄養教諭及び学校栄養職員 一二四人 事務職員 三七三人 計 六、八八六人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 校長及び教員 三、三三六人 養護教員 一五三人 栄養教諭及び学校栄養職員 三〇人 事務職員 一六七人 計 三、六七七人</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県条例第三十三号**

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、給与条例第二条第一項各号に掲げる学校(以下「義務教育諸学校等」という。)の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員のうち給与条例第二十二條の二第一項に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務(第一項に規定する断続的な勤務を除く。))をいい、休日(給与条例第十九条第一項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5   義務教育諸学校等の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針に基づき、当該教育職員の服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、給与条例第二条第一項各号に掲げる学校(以下「義務教育諸学校等」という。)の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員のうち給与条例第二十二條の二第一項に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。以下同じ。)については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務(第一項に規定する断続的な勤務を除く。))をいい、休日(給与条例第十九条第一項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十四号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証明手数料等)</p> <p>第九条 高等学校において、学業その他の証明書等の交付を受けようとする者は、証明の種類ごとに、一件につき、<u>三百五十円</u>の証明手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(証明手数料等)</p> <p>第九条 高等学校において、学業その他の証明書等の交付を受けようとする者は、証明の種類ごとに、一件につき、<u>二百五十円</u>の証明手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十五号

三重県文化財保護条例の一部を改正する条例

三重県文化財保護条例（昭和三十二年三重県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第二章 (略)	第二章 (略)
第二章 三重県指定有形文化財 (第五条―第二十一条の五)	第二章 三重県指定有形文化財 (第五条―第二十一条)
第三章 三重県指定無形文化財 (第二十二條―第二十六条の四)	第三章 三重県指定無形文化財 (第二十二條―第二十六条)
第四章 (略)	第四章 (略)
第五章 三重県指定史跡名勝天然記念物 (第三十五条―第四十条の二)	第五章 三重県指定史跡名勝天然記念物 (第三十五条―第四十条)
第六章 (略)	第六章 (略)
第七章 三重県選定保存技術 (第四十四条―第四十七条の二)	第七章 三重県選定保存技術 (第四十四条―第四十七条)
第八章―第十章 (略)	第八章―第十章 (略)
附則 (所有者等の管理義務及び管理責任者)	附則 (所有者等の管理義務及び管理責任者)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 県指定有形文化財の所有者等は、当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。	2 県指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
3・4 (略) (滅失、毀損等)	3・4 (略) (滅失、き損等)
第十条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 (管理又は修理に関する勧告)	第十条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 (管理又は修理に関する勧告)
第十四条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。	第十四条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
2 県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。	2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
3・4 (略) (現状変更等の制限)	3・4 (略) (現状変更等の制限)
第十六条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。	第十六条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。



ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 5 (略)

(公開)

第十八条 (略)

2 5 (略)

6 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等、管理責任者又は管理団体の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第二十一条 (略)

(県指定有形文化財保存活用計画)

第二十一条の二 県指定有形文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、教育委員会規則で定めるところにより、県指定有形文化財の保存及び活用に関する計画(以下「県指定有形文化財保存活用計画」という。)を作成し、教育委員会の認定を申請することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その県指定有形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該県指定有形文化財保存活用計画の実施が当該県指定有形文化財の保存及び活用寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3 教育委員会は、第一項の規定により申請のあつた県指定有形文化財保存活用計画について、別に定める三重県文化財保護審議会の意見を聞くことができる。

4 教育委員会は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

第二十一条の三 前条第二項の認定を受けた県指定有形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた県指定有形文化財保存活用計画の変更(教育委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、教育委員会の認定を受けなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

第二十一条の四 教育委員会は、第二十一条の二第二項の認定を受けた県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた県指定有形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において「認定県指定有形文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求め

ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 5 (略)

(公開)

第十八条 (略)

2 5 (略)

6 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第二十一条 (略)

ることができる。

第二十一条の五 教育委員会は、認定県指定有形文化財保存活用計画が第二十一条の二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

### 第三章 (略)

第二十三条 (略)

(保持者の氏名変更等)

第二十三条の二 保持者が氏名又は住所を変更したとき、その他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(公開)

第二十五条 (略)

2、4 (略)

5 第一項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は毀損した場合には、第十八条第六項の規定を準用する。

第二十六条 (略)

(調査)

第二十六条の二 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該県指定無形文化財の現状又は管理につき報告を求めることができる。

(県指定無形文化財保存活用計画)

第二十六条の三 県指定無形文化財の保持者又は保持団体は、教育委員会規則で定めるところにより、県指定無形文化財の保存及び活用に関する計画(次項において「県指定無形文化財保存活用計画」という。)を作成し、教育委員会の認定を申請することができる。

2 県指定無形文化財保存活用計画の認定については、第二十一条の二第二項から第四項まで及び第二十一条の三から第二十一条の五までの規定を準用する。

(県指定無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第二十六条の四 教育委員会は、県指定無形文化財以外の無形の文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 前項の規定による選択をするに当たり、教育委員会は、あらかじめ、別に定める三重県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 教育委員会は、適当と認める者に対し、第一項の規定により選択した無形文化財について、記録の作

### 第三章 (略)

第二十三条 (略)

(公開)

第二十五条 (略)

2、4 (略)

5 第一項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、第十八条第六項の規定を準用する。

第二十六条 (略)

成、保存又は公開を行わせることができる。

4 県は、前項の規定による記録の作成、保存又は公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

5 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定を準用する。

第四章 (略)

(指定)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(準用規定)

第三十条 (略)

2 第二十三條の二及び第二十六條の二の規定は、県指定無形民俗文化財について準用する。

第三十三條 (略)

(県指定有形民俗文化財保存活用計画及び県指定無形民俗文化財保存活用計画)

第三十三條の二 県指定有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、教育委員会規則で定めるところにより、県指定有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(第三項において「県指定有形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、教育委員会の認定を申請することができる。

2 県指定無形民俗文化財の保持団体又は当該文化財が所在する市町は、教育委員会規則で定めるところにより、県指定無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(次項において「県指定無形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、教育委員会の認定を申請することができる。

3 第一項の規定による県指定有形民俗文化財保存活用計画の認定及び前項の規定による県指定無形民俗文化財保存活用計画の認定については、第二十一條の二第二項から第四項まで及び第二十一條の三から第二十一條の五までの規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第三十四條 (略)

2 前項の規定による選択をするに当たり、教育委員会は、あらかじめ別に定める三重県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

3 教育委員会は、適当と認める者に対し、第一項の規定により選択した無形民俗文化財について、記録の作成、保存又は公開を行わせることができる。

4・5 (略)

(標識等の設置)

第二十七條 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等又は第四十條で準用する第八條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(次条及び第

第四章 (略)

(指定)

第二十七條 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十二條第三項の規定を準用する。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第三十条 (略)

第三十三條 (略)

(県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第三十四條 (略)

2 前項の規定による選択には、第二十二條第三項の規定を準用する。

3 教育委員会は、適当と認める者に対し、第一項の規定により選択した無形文化財について、記録の作成、保存又は公開を行わせることができる。

4・5 (略)

(標識等の設置)

第二十七條 県指定史跡名勝天然記念物の所有者等又は第四十條で準用する第八條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(次条において



四十条の二第一項において「県指定史跡名勝天然記念物管理者」という。）は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第四十条 (略)

(県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画)

第四十条の二 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は県指定史跡名勝天然記念物管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、県指定史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（次項において「県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、教育委員会の認定を申請することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定については、第二十一条の二第二項から第四項まで及び第二十一条の三から第二十一条の五までの規定を準用する。

第六章 (略)

(選定等)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 (略)

第四十七条 (略)

(準用規定)

第四十七条の二 第二十三条の二及び第二十六条の二の規定は、県選定保存技術について準用する。

第八章 (略)

(刑罰)

第五十二条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、六十万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十三条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、六十万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十四条 第十六条又は第三十九条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

「県指定史跡名勝天然記念物管理者」という。）は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第四十条 (略)

(略)

第四十条の二 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は県指定史跡名勝天然記念物管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、県指定史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（次項において「県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、教育委員会の認定を申請することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定については、第二十一条の二第二項から第四項まで及び第二十一条の三から第二十一条の五までの規定を準用する。

第六章 (略)

(選定等)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 一 県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 (略)

第四十七条 (略)

(略)

第四十七条の二 第二十三条の二及び第二十六条の二の規定は、県選定保存技術について準用する。

第八章 (略)

(刑罰)

第五十二条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し又は隠匿した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十三条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十四条 第十六条又は第三十九条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年3月24日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

電子黒板機能付きプロジェクター及びスイッチボックス 各1,523台

(2) 業務委託の特質等

業務委託の特質等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和3年3月22日（月）まで

(4) 納入場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和2年4月16日（木）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班（担当：辻井・稲濱）

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和2年5月7日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
令和2年4月23日（木）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年5月7日（木）14時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和2年5月7日（木）14時  
なお、入札書は令和2年4月27日（月）から同年5月7日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班（担当：辻井・稲濱）  
案件名 三重県立学校における電子黒板機能付きプロジェクターの整備
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和2年5月7日（木）14時30分  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班
- (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。  
エ 落札者の決定方法  
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。  
オ 入札の無効  
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
Provision of projectors with electronic blackboard function for Mie Prefectural high schools and special-needs schools.
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 27, 2020 and 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, May 7, 2020.
- (4) Managing Authority :  
Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3002

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年3月24日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
学習用情報端末 5,240台
- (2) 業務委託の特質等  
業務委託の特質等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限



令和3年3月22日（月）まで

- (4) 納入場所  
調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務  
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和2年4月16日（木）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。  
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
  - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
  - (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班（担当：辻井・稲濱）  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)と同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和2年5月7日（木）まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
令和2年4月23日（木）までに通知します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年5月7日（木）14時まで



イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年5月7日（木）14時

なお、入札書は令和2年4月27日（月）から同年5月7日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班（担当：辻井・稲濱）

案件名 三重県立高等学校における学習用情報端末の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年5月7日（木）14時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うこと

ができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
Purchase of information terminals for learning in Mie Prefectural high schools.
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 27, 2020 and 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, May 7, 2020.
- (4) Managing Authority :  
Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3002

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会